



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 25/2012年11月号

発行日：2012年11月20日

国会では、ついに衆議院が解散となりました。来月15日に総選挙が行われる予定です。来月16日の選挙で与党が変わる可能性があり、会計制度のまわりも俄かに忙しくなる気配がしています。

I. 最新情報（2012年10月1日～2012年10月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2012年10 月4日	意見	「のれんの減損及 び償却に関する質 問票」に対する意 見について	平成24年9月7日に企業会計基準委員会から、「のれんの減損及 び償却に関する質問票」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該質問票に対する 意見を取りまとめ、平成24年10月3日付けで提出いたしました のでお知らせいたします。	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2012年10 月3日	意見	IFRIC 解釈指針案 DI/2012/2「非支 配持分の売建ブッ ト・オプション」 に対する意見につ いて	平成24年5月31日にIFRS 解釈指針委員会から、IFRIC 解釈指 針案 DI/2012/2「非支配持分の売建ブット・オプション」が公表 され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該解釈指針案に対 するコメントを取りまとめ、平成24年10月2日付けで提出いた しましたのでお知らせいたします。	—

3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

該当事項なし

4. 学校法人会計（学校法人委員会）

該当事項なし

II. 連絡広場

1. ワンポイントメッセージ

<公益法人の申請及び答申状況（最新情報）>

公益法人への移行認定及び移行認可の申請状況に関する最新状況は、下記の通りとなっております（「公益法人 information」より）。

（平成 24 年 10 月 31 日現在）

	内閣府	都道府県	合計
移行認定申請済み（公益社団・財団法人への移行）	1,940 件	5,366 件	7,306 件
移行認可申請済み（一般社団・財団法人への移行）	1,871 件	5,314 件	7,185 件
合計	3,811 件	10,680 件	14,491 件
特例民法法人数（平成 20 年 12 月時点）	6,625 件 (57.5%)	17,818 件 (59.9%)	24,443 件 (59.2%)
内閣府への申請予定法人（申請済みも含む）	4,400 件 (86.6%)	—	—

また申請した法人に対する答申状況は下記の通りとなっております（「公益法人 information」より）。

（平成 24 年 10 月 31 日現在）

	内閣府	都道府県	合計
移行認定（公益社団・財団法人への移行）	1,619 件	3,904 件	5,523 件
移行認可（一般社団・財団法人への移行）	1,305 件	2,595 件	3,900 件
合計	2,924 件	6,499 件	9,423 件
特例民法法人数（平成 20 年 12 月時点）	6,625 件 (44.1%)	17,818 件 (36.4%)	24,443 件 (38.5%)
内閣府への申請予定法人（申請済みも含む）	4,400 件 (66.4%)	—	—

内閣府の相談窓口は、昨年の 9 月から 3 月までの申込法人に比べると、今期同期間は 1/3 程度であり、予約が取りやすくなっているようです。これから申請予定の法人は、是非ご活用下さい。

2. ペーパーフェイスブック

今回も「学校法人の会計及び監査」をテーマにつぶやきます。なお文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、弊法人の公式見解ではありませんので予めご了承ください。

(注) このニュースレターは弊社クライアントに発信しているため、お互い顔が見える方への情報発信という意味で「ペーパーフェイスブック」とタイトルをつけました。「良いね!」と思われる方は、当法人の担当者がお伺いした際、お声をかけて下さい。

テーマ：学校法人の会計及び監査

【疑問】

日本の大学における資産運用の実態は、どうなっているのだろうか？

【つぶやき】

先日の日本経済新聞で、コモンファンドについての記事が掲載されていました。国内の一部の大学で、日本版コモンファンドを設立しようという動きがあるとのこと。

このコモンファンドは、約40年前、米国において、フォード財団が設立した非政府非営利の運用会社で、小規模の大学基金を一つに集約することで、資産運用の専門性や効率性を高めようとするものです。現在、約2兆円以上の基金を運用し、個別の大学だけでは困難であった分散投資をすることで収益を高めることに成功しています。

国内においても、個々の大学が単独で運用をする場合、資金、人材、経験、能力等の不足は否めず、複数の大学の基金を集めて日本版コモンファンドを設立することで、より効率的に運用していこうということです。

ここで、国内と米国の資産運用の実態について見てみましょう。

国内の私立大の平均では、学納金収入と手数料収入の合計が帰属収入に占める割合は、約80%となっています。これに比べ資産運用収入が帰属収入に占める割合は、3%に満たません。

一方米国では、06年と少し古い資料ですが、ハーバード大学の授業料等の収入が総収入に占める割合は21%、スタンフォード大で13%となっています。また、資産運用収入が占める割合は、ハーバード大で36%、スタンフォード大で21%となっています。

当然、両者を単純に比較することはできませんが、国内の私立大は、学生数や志望者数の増減が大学経営に直結する体質であり、米国の名門大学は、投資による資産運用によって、学生数や授業料に依存しない安定経営を行っていると言えるでしょう。

以前、ある国内の私立大が、デリバティブ取引による150億円超の損失を出したことがマスコミに騒がれ、理事長の解任と文科省による他大学に対する調査と異例とも言える意見書が発表されました。

これらを鑑みると、国内の私立大は、これまでの過度に安定的な資産運用からの脱却を図るべく、米国流の資産運用を目指しデリバティブ取引によるハイリターンを目論みましたが、結局、多くの大学で損失を抱えてしまったということです。この点、大学のリスク管理体制と資産運用の実行者である証券会社等の経験や能力が、目指すべき米国流の資産運用の体制に見合ったものではなかったのかもしれない。

米国と比較し、資産運用のための人材、経験、知識などの土台ができていないのに、証券会社等からの「うま本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

い話」に乗ってしまい、また、証券会社等も大学に眠る豊富な資産に目がくらみ、思いのほかリスクの高い商品を提供してしまったとも言えるのではないのでしょうか。

少子化による学生数の減少や補助金の削減等は、国内の大学の経営を揺るがす事態となっており、資産運用によって、学生数の減少と学校経営とを切り離す米国流の戦略は当然といえるでしょう。

しかし、社会の未来を担う次世代の教育機関である大学の資産運用は、「安定性」が重視されるべきことは間違いなく、リスク管理体制が整わない中で、ハイリターンを求めたハイリスク資産の運用を積極化させることは非常に危険です。

学生へ還元すべき学納金や補助金が、投資の財源に用いられては絶対になりません。中長期的に継続的に投資が行える寄付金等の財源が確保され、学内のリスク管理体制が整備され、高度な知識と経験、能力を有する学内又は学外の資産運用の実行者が確保されて、初めて米国のような資産運用が可能になるものと思われます。

複数の大学を集め単にパイを膨らますのではなく、まずは個々の大学での土台作りをし、それらが集まって規模の経済性を追求することが、国内版コモンファンドに必要なのではないのでしょうか。

(参考文献)

- ・ 09年旺文社教育情報センター資料
- ・ M&Zビジネス翻訳センター資料
- ・ 11年大和総研レポート

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以 上